

令和6年度 学校法人青葉学園東京医療保健大学ガバナンス・コード
適合（遵守）状況点検について（報告）

1. 序文

学校法人青葉学園東京医療保健大学は、日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」〈第1版〉を規範として、「学校法人青葉学園東京医療保健大学ガバナンス・コード」を制定し、毎年度適合（遵守）状況を点検・評価することで、適切なガバナンスの確保に努めてまいります。

2. 点検・評価結果

本点検・評価は、当該ガバナンス・コードの項目ごとにその適合（遵守）状況を 3つの評価基準（○：全項目実施、△：一部項目未実施、×：全項目未実施）に段階的に分けて点検・評価を実施しました。

結果は以下のとおりです。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合（遵守）状況
1-1 建学の精神 遵守項目のとおり適合している。 ・建学の精神・理念とそれらに基づく人物像については、寄附行為及び大学学則において明示している。また、各キャンパスに掲示しているほか、本学ホームページや大学案内等に明示し、学内外問わず広く社会に公表している。	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命） 遵守項目のとおり適合している。 （1）建学の精神・理念に基づく教育目的等 ・建学の精神・理念に基づく教育目的等については、大学学則等において、大学・各学部・各専攻科ごとに明示している。また、本学ホームページや大学案内等に明示しており、学内外問わず広く社会に公表している。 （2）中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて ・令和4年度を初年度とする第3期中期目標・計画（5か年計画）では、第2期の中期目標・計画で推進してきた取組を継続しつつ、今後新たに取組むべき課題を加えた目標・計画を策定し、年度計画をKPIに基づき定量的・定性的に自己点検・評価した上で計画的に推進しており、その結果をホームページ等により内外に公表している。 （3）私立大学の社会的責任等 ・中期目標・計画等に基づき、運営基盤の強化を図り、本学の教育の質向上及び経営の透明性の確保を図るとともに、学生を最優先に考え、ステークホルダーとの関係や公共性・地域貢献・多様性への対応を意識しつつ、社会的責任を果たしている。	○
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合（遵守）状況
2-1 理事会 遵守項目のとおり適合している。 ・寄附行為等の定めにより、理事会は適切に運営されている。	○

<p>2-2 理事 遵守項目のとおり適合している。 ・寄附行為等の定めにより、理事の責務が明確化され、職責を果たしている。</p>	○
<p>2-3 監事 遵守項目のとおり適合している。 ・寄附行為等の定めにより、監事の責務が明確化され、職責を果たしている。</p>	○
<p>2-4 評議員会 遵守項目のとおり適合している。 ・寄附行為等の定めにより、諮問機関としての役割を果たし、適切に運営している。</p>	○
<p>2-5 評議員 遵守項目のとおり適合している。 ・寄附行為等の定めにより、適切に選任され、職責を果たしている。</p>	○
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合（遵守）状況
<p>3-1 学長 遵守項目のとおり適合している。 ・リーダーシップを発揮し、職責を果たして大学運営を行っている。</p>	○
<p>3-2 教授会 遵守項目のとおり適合している。 ・大学学則等の定めにより、学長の諮問機関として教育研究の重要な事項を審議している。</p>	○
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合（遵守）状況
<p>4-1 学生に対して 遵守項目のとおり適合している。 ・建学の精神・理念に基づく教育目標等に基づき、全ての学部・研究科ごとに、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページや大学案内等に明示している。 ・中期目標・計画において、点検・評価、改善を実施し、その成果を点検・評価報告書として公表している。 ・大学ビジョン及び中期目標・計画により、ハラスメント等のないキャンパスを目指し、研修・講演会等の実施により、学生・教職員の意識啓発を行うとともに、相談しやすい相談窓口の体制整備を行っている。</p>	○
<p>4-2 教職員等に対して 遵守項目のとおり適合している。 ・役職員は、共同して中期目標・計画の策定・実行・評価・改善のPDCAサイクルを構築し、各種事業を推進している。 ・中期目標・計画において、教職員のFD・SDを計画的に推進している。</p>	○
<p>4-3 社会に対して 遵守項目のとおり適合している。 ・平成30年(2018)年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審し、同協会の大学基準に適合していると認定を受けている。また、自己点検・評価は毎年度組織的に実施し、PDCAサイクルを構築しており、点検・評価報告書は大学ホームページ等で公開している。</p>	○

<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・計画において、 ①地域を志向した教育活動を推進し、地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図っている。 ②本学の大学院では現職の看護師等の社会人を多数受け入れているほか、中期目標・計画において、地方自治体等と連携し、公開講座等や各種事業を推進することで生涯学習の場を提供している。 ③本学の各種情報を様々なステークホルダーに広く国内外へ発信し、大学の理解を深めるとともに、大学としての説明責任を果たすこととしている。 	
<p>4-4 危機管理及び法令遵守 遵守項目のとおり適合している。</p> <p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学において発生する様々な危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理方針及び危機管理体制等を定めている。 ・中期目標・計画において、 ①様々なリスクに対する全学的なリスクマネジメントの取組を推進し、学生・教職員にとって安全・安心なキャンパスを整備することとしている。 ②ハラスメント等のないキャンパスを目指し、研修・講演会等の実施により、学生・教職員の意識啓発を行うとともに、相談しやすい相談窓口の体制整備を図っている。 ③適正な研究活動を実施するため研究活動の保持・推進に向けた体制の整備・検証を行うとともに、不正行為の未然防止を図るため研究倫理教育を実施し、研究倫理の意識の向上と浸透を図っている。 ④情報セキュリティに関する学生・教職員の意識改革のための研修会等を実施するとともに、各種ソフトウェアの適正な利用等を含む情報資産の管理状況の検証を行っている。 <p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・計画において、法令遵守による社会の高い信頼を確保するため、内部統制を機能させ、教育・研究、社会貢献、大学運営等のPDCAサイクルを徹底することとしている。 ・コンプライアンス推進規程により、学園構成員の法令等遵守、コンプライアンス推進体制の整備、通報受付窓口の設置、通報者の保護等を整備している。 	○
<p>第5章 透明性の確保（情報公開）</p>	<p>適合（遵守）状況</p>
<p>5-1 情報公開の充実 遵守項目のとおり適合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上の情報公表について、ホームページ等により学内外に情報公開しており、自主的な情報についても可能な限り、情報公開している。 ・情報公開の工夫として、ホームページや学校案内、KOKORO等の広報誌等のほか、「大学ポートレート」を活用している。 	○